

第17回サイバー犯罪に関する白浜シンポジウム  
2013年5月24日

# サイバー犯罪捜査に対する IT技術者からの要望

産業技術総合研究所

高木 浩光

- 講演概要

- 昨年の遠隔操作事件における誤認逮捕の発覚、3年前の岡崎市立中央図書館事件の顛末、これらを経験して、私たちIT技術者は、捜査機関のサイバー犯罪捜査に対して、少なからずその信用性を疑う目を持ったのではないかと思います。この講演では、これらの事件を振り返り、サイバー犯罪捜査におけるIT業界の相場感覚の重要性について改めて指摘したいと思います。加えて、一昨年施行された改正刑法の不正指令電磁的記録に関する罪について、その罪とすべき範囲の曖昧さ、限界事例について考察し、IT技術者の立場から、この罪の適用の運用について捜査機関に望むことを私見として述べます。

- 中継の可否

- 動画中継なし、Twitter中継は可

- 遠隔操作事件における誤認逮捕の件
  - CSRFを見抜けなかった原因
  - マルウェア感染の可能性をどう否定するか
  - 情報技術に詳しい捜査員と事件担当捜査員の関係性
- 2010年の岡崎市立中央図書館事件の件
  - Webクローリングについての常識感
  - DoS事件について行為の前例を踏襲することの危険性
  - 過失責任を故意と混同する被疑者への対応
- 不正指令電磁的記録に関する罪の件
  - 罪とすべき範囲の曖昧さ
  - 限界事例
  - 本罪について客体の前例を踏襲することの危険性
- 白浜シンポジウムの意義